

2024年6月18日

水俣病問題の解決支援法案

(背景)

- ・ 水俣病被害者と環境大臣との懇談の場で3分間マイク切り問題は、環境省が水俣病問題に向き合う姿勢自体の課題と、水俣病問題が終わっていない公害問題であることを明らかにした。
- ・ これまでも政治解決が図られてきたが、水俣病が確認された当時の差別や偏見によって支援につながるものが困難であったことや、健康調査を実施していないため被害全容が不明であることから、いまだに認定などを巡って係争が起きている。
- ・ 被害者はすでに70歳を超えている方が多く、一日も早い水俣病問題解決が望まれている。

(概要)

- 1. 水俣病特措法の「再開」**
水俣病問題は、差別や偏見が深く、支援につながるものが困難であったため、未申請者を対象に再開する
- 2. 疫学を含む健康調査の実施**
期間は2年間とし、疫学を含めた健康調査を実施、水俣病被害者が支援につながるとともに、水俣病特措法の抜本的見直しに活用する
- 3. 水俣病特措法の抜本的見直し及び現地との協議の場の設置等**
健康調査と、現地の当事者や支援者等との協議を経て、健康調査実施後1年以内に水俣病特措法の抜本的な見直しを行う

以上